

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月17日

【会社名】 住友三井オートサービス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Auto Service Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 露口 章

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(5358)6311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 本社部門担当役員 兼 財務部長 辻 靖浩

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(5358)6311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 本社部門担当役員 兼 財務部長 辻 靖浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】

一般募集	第1回無担保社債（3年債）	10,000百万円
一般募集	第2回無担保社債（5年債）	10,000百万円
	計	20,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年10月1日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成30年10月11日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年10月17日に社債の利率等を決定し、同日買取引受契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）

利率の欄

申込期間の欄

欄外注記

##### 2 社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）

###### (1) 社債の引受け

欄外注記

##### 3 新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）

利率の欄

申込期間の欄

欄外注記

##### 4 社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）

###### (1) 社債の引受け

欄外注記

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

利率の欄

(訂正前)

利率（％）	未定 (年0.090％～0.130％を仮条件とし、需要状況を勘案した上で、平成30年10月17日から平成30年10月24日までのいずれかの日（以下「利率決定日」という。）に決定する予定である。)
-------	--

(訂正後)

利率（％）	年0.090％
-------	---------

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成30年10月24日 (注)11
------	-------------------

(訂正後)

申込期間	平成30年10月17日
------	-------------

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA（シングルA）の信用格付を利率決定日に取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
R & I：電話番号03-6273-7471

中略

11 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日において正式に決定する予定ではありません。なお、需要状況を勘案した上で、上記申込期間を繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成30年10月11日から平成30年10月24日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成30年10月17日から平成30年10月24日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成30年10月17日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からA（シングルA）の信用格付を平成30年10月17日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

後略

(注)11の全文削除

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

### (1) 【社債の引受け】

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 本社は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、S M B C日興証券株式会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。当社は、本社の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、野村證券株式会社を本社の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社の発行価格等の決定に關与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。
- 2 引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

- (注) 本社は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、S M B C日興証券株式会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。当社は、本社の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、野村證券株式会社を本社の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社の発行価格等の決定に關与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定しました。

(注) 1の番号及び2の全文削除

## 3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

利率の欄

(訂正前)

利率（％）	未定 (年0.210%～0.270%を仮条件とし、需要状況を勘案した上で、平成30年10月17日から平成30年10月24日までのいずれかの日（以下「利率決定日」という。）に決定する予定である。)
-------	--

(訂正後)

利率（％）	年0.230%
-------	---------

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成30年10月24日 (注)11
------	-------------------

(訂正後)

申込期間	平成30年10月17日
------	-------------

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA（シングルA）の信用格付を利率決定日に取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
R & I：電話番号03-6273-7471

中略

11 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日において正式に決定する予定ではありません。なお、需要状況を勘案した上で、上記申込期間を繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成30年10月11日から平成30年10月24日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成30年10月17日から平成30年10月24日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成30年10月17日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA（シングルA）の信用格付を平成30年10月17日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

後略

(注)11の全文削除

#### 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

##### (1) 【社債の引受け】

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 本社は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、S M B C日興証券株式会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。当社は、本社の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、野村證券株式会社を本社の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社の発行価格等の決定に關与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。
- 2 引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

- (注) 本社は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、S M B C日興証券株式会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。当社は、本社の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、野村證券株式会社を本社の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社の発行価格等の決定に關与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定しました。

(注) 1の番号及び2の全文削除